

## 令和3年第2回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和3年2月19日（金）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

### 3 本会議に出席した教育委員等

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	行 合 八恵子
委 員	木 下 えり子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	岩 崎 あゆみ	教 育 長	石 井 二三男

### 4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	本 多 俊 隆	学 校 給 食 課 長	堀 口 広 正
生 涯 学 習 課 長	岡 田 恵	文 化 課 長	丸 林 眞 吾
学 校 教 育 課 審 議 員	河 内 秀 幸	学 校 給 食 課 管 理 係 長	渡 邊 英 治
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	酒 井 成 寿	学 校 教 育 課 参 事	口 脇 大 作
文 化 課 課 長 補 佐	村 田 清 也	学 校 教 育 課 教 務 2 係 長	宮 口 恵 美
生 涯 学 習 課 課 長 補 佐	松 下 智 幸	生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 推 進 係 長	児 玉 洋 子
教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	谷 口 哲 也		

### 5 本会議に付した議題等

#### (1) 議題

議第2号 臨時代理事項の承認について

(教育総務課)

議第3号 令和2年度一般会計補正予算（第18号）について

(学校教育課)

議第4号 令和3年度一般会計当初予算について

(各 課)

議第5号 天草市いじめ防止基本方針の改定について

(学校教育課)

#### (2) 協議・報告

(1) 河浦町一町田地区の試掘調査及び令和3年度一般会計当初予算について

(文 化 課)

(2) 令和3年3月行事予定について

(教育総務課)

### 6 会議の概要

#### (1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和3年第2回天草市教育委員会定例会を開会する。傍聴人がないことを確認する。

#### (2) 前回までの会議録の承認

石井教育長： 前回の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。  
(全員承認する)

### (3) 教育長報告

石井教育長： まずは幼稚園訪問並びに河浦小中学校でのICTモデル校公開授業など、新しい形でのオンライン授業という新たなスタイルを公開できたのではないかと思います。ご協力いただいたこと感謝する。

次に昨日の降雪に対し、本渡南小学校、北小学校、本渡中学校、五和小・中学校、新和小学校で遅延登校の措置を行ったことを報告する。

### (4) 議題

#### 議第2号 臨時代理事項の承認について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 本案は、令和2年度天草市一般会計補正予算（第16号）の提出について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時で代理したため、報告する。本補正予算は、本年9月6日から7日にかけて接近した台風10号の暴風により被災した学校施設の復旧に要する費用を専決処分にて措置するもので、専決処分日は令和3年1月21日付となる。

教育委員会関係の計上予算は歳出補正として、款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目1文教施設災害復旧費として648万3,000円を計上。学校施設の被災状況は、新和小学校のプールサイドの滑り防止シート、こちらは約4分の3の面積のシートが暴風により剥がれ、破損飛散する被害、本渡東中学校ではグラウンドバックネット裏に設置していたベンチの屋根及び支柱が破損する被害があり、これらの災害復旧に係る工事請負費として、新和小のプールサイド滑り防止シート災害復旧工事が518万7,000円、本渡東中のグラウンドベンチ災害復旧工事が129万6,000円、合計が648万3,000円となる。

また、年度末となる本年3月末日までに災害復旧工事の適正な工期の確保ができないため、今回補正で追加した事業費分は令和3年度へ繰越明許費補正をしている。また、地方債補正として災害復旧に要する費用を国庫負担金のほかに、市債にて財源充当するため限度額の補正を行っている。

次に歳入については、国庫負担の対象となる災害であるため、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目9災害復旧費国庫負担金、節3公立学校施設災害復旧費国庫負担金として358万9,000円を計上している。国庫負担割合は3分の2となる。また、国庫負担金を充当した残りの部分の財源として、款22市債、項1市債、目9災害復旧債、節3文教施設災害復旧債280万円を計上している。

なお、9月の台風災害の復旧に係る歳入歳出予算の計上が今となった理由としては、台風による災害復旧事業とするには、国の災害査定を受ける必要があり、査定が本年1月19日に実施された関係上、この時期となった。また、令和3年度への繰越明許手続きを行っており、工事の竣工予定は令和3年5月としている。特に新和小学校のプール使用開始には、支障を来さないよう対応することとしている。

以上で、専決処分された補正予算（第16号）に係る臨時代理事項の説明を終わります。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ、議第2号について承認してよろしいか。

(全員承認)

#### 議第3号 令和2年度一般会計補正予算（第18号）について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 補正予算（第18号）は国の第3次補正予算に伴うもので、歳入として款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、そのうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,320万円。また、同項、目8

教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金、学校保健特別対策事業費として同額の1,320万円を計上している。

歳出としては、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急環境整備、例えば消毒用アルコールや換気用サーキュレーターを購入する費用として、款9教育費、項2小学校費、目1小学校管理費として1,520万円、同款、項3中学校費、目1中学校管理費として1,120万円を計上している。

なお、これらは国の第3次補正予算に伴う事業である。令和3年度までを対象とした事業であり、本年度内の完了が困難であるため事業費を繰越明許費として翌年度へ繰り越している。

石井教育長：事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員：換気用サーキュレーターについて、各校何台の配備となるか。

本多学校教育課長：実数は把握していないが、必要な各学校各教室へ配備できるよう進めている。

石井教育長：ほかに質問等ないか。なければ、議第3号について承認してよろしいか。

(全員承認)

#### 議第4号 令和3年度一般会計当初予算について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長：本年3月5日開会予定の市議会定例会において提案する令和3年度一般会計当初予算の教育委員会関係について説明する。

まず、令和3年度歳出予算として款9教育費合計31億6,334万5,000円を計上している。ご承知のとおり、市長選の関係上、令和3年度の当初予算については、経常的な予算並びに4月以降早急に開始する必要がある事業等の予算についてのみ計上する骨格予算となっている。新市長就任後、今回計上されなかった政策関係予算については補正予算として計上することとしている。

次に債務負担行為として、本渡学校給食センター建設事業の備品購入費等を、令和4年度までの2か年間で、8,328万8,000円の設定をお願いしている。最後に、教育委員会関係の事業の財源として起債する市債の限度額を、小学校施設整備事業債として4,410万円、中学校施設整備事業債として5,340万円、共同調理場施設整備事業債として2億9,340万円としている。

次に教育委員会関係の歳入予算の概要について説明する。

まず、款13分担金及び負担金、項2負担金、目8教育費負担金として、節2小学校費負担金148万3,000円、節3中学校費負担金76万3,000円、節4幼稚園費負担金2万2,000円、計226万8,000円を計上しているが、これは学校及び幼稚園に通う子どもたちが学校及び幼稚園管理下で発生した災害に対して給付をおこなう「災害共済給付制度」の保護者負担金となる。

次に、款14使用料及び手数料、項1使用料、目8教育使用料、節6社会教育使用料として社会教育施設等の会場使用料1,646万4,000千円を、同款、項2手数料、目8教育手数料、節1教育総務手数料として教職員住宅賃貸料の督促手数料1,000円を計上している。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8教育費国庫補助金として計上している8,719万6,000円の内訳はスクールバス運行事業補助、へき地地域の児童生徒の健診事業補助、離島高校生修学支援事業補助、経済的に就学が困難な家庭への援助等の要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助、理科教育等設備整備補助、トイレ改修にあてる学校施設環境改善交付金、文化財調査事業費補助となる。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金として計上している896万3,000円の内訳は、水俣に学ぶ肥後っ子教室事業費補助金、離島高校生修学費支援事業補助及び御所浦地域合同部活動送迎補助として御所浦地域振興策事業費補助金、中学3

年生を対象とする英語検定チャレンジ事業補助金、県指定教育研究推進校事業補助、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助、同款、項3 県委託金、目8 教育費県委託金20万円は、県指定教育研究推進校事業委託費となる。

次に、款17財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節2 住宅等貸付収入として計上している474万4,000千円は教職員住宅の賃貸料、節3 物品貸付収入として計上している1万8,000千円は給食配送車貸付収入となる。また、同款同項、目2 利子及び配当金、節1 利子及び配当金として学校教育施設整備基金利子8,000円、奨学金貸付基金利子4,000円を計上、同款、項2 財産売払収入、目2 生産物売払収入、節1 生産物売払収入の太陽光発電余剰電力売電収入のうち、28万4,000円を学校施設6校の太陽光発電設備による売電収入として計上している。

次に、款21諸収入、項5 雑入、節9 教育費雑入として、ALTが住んでいる住居の家賃の個人負担分として外国語指導助手家賃本人一部負担金203万8,000円、学校給食会助成金として18万6,000円、県PTA教育振興財団助成金として10万円、雇用保険料個人負担金102万8,000円、図書館での広告掲載料として72万円等のほか、学校給食費収入として、保護者等から徴収する給食費分3億667万2,000円を計上している。

最後に、款22市債、項1 市債、目8 教育債として、小学校施設整備及び中学校施設整備事業債として9,750万円を、本渡学校給食センター建設の財源として、共同調理場施設整備事業債2億9,340万円を起債することとしている。

以上が教育委員会関係の歳入予算の概要となる。

次に、市議会の予算審議の際に参考資料として添付する「主な事業の概要書」をもとに、所管課ごとに説明する。

まず、教育総務課関連事業として「離島高校生修学費支援事業」では、離島高校生修学支援補助と御所浦航路通学利便性強化補助の2つの補助制度により、御所浦地域から高校等に通学する生徒の修学に対する支援事業を実施している。離島高校生修学支援補助金は、御所浦地域から高校等へ通学する際の船の定期券購入費用の全額を補助、御所浦地域を離れ寮や下宿から通学する者へは下宿費等として上限月額1万円を助成するもので、令和3年度の対象見込み数は通学費補助13人、下宿費等補助47人の計60人で、計802万8,000円を予算計上している。また、御所浦航路通学利便性強化補助は、御所浦地域から天草高校倉岳校に通学する生徒が、朝課外や部活等で定期船を利用できない場合に使用する海上タクシーの費用を倉岳校の保護者会に対し助成するもので、利用見込み者数は6人、朝便利用が月平均12便、夕便利用が月平均10便の利用があると見込み、130万5,000円を予算計上している。

次に「小学校施設営繕事業」については、小学校からの要望、定期点検等の結果を踏まえ優先順位を付け、計画的に営繕工事を行うもので、令和3年度に取り組む主なものとしては、ふじ棚等屋外整備、屋根防水、遊具取替、屋根ひさし改修、電話設備改修、高圧受電設備の改修、黒板取替等の営繕工事を計画しており、合計で3,100万円を予算計上している。

次に「小学校施設大規模改造事業」については、学校施設の大規模改造工事を行い、教育環境の改善を図る事を目的とする事業で、本渡北小学校の仮設校舎のリース料、倉岳小学校の校舎内トイレ8箇所の改修関連費、計2,781万4,000円を予算計上している。

次に、「中学校施設営繕事業」については、屋外通路部分の外構改修、体育館雨漏り対策、自転車置き場改修、保健室防水改修、外壁塗装部分改修、高圧受電設備改修、黒板取替等の営繕工事を行うこととしており、計1,840万円を予算計上している。

次に「中学校施設大規模改造事業」について、牛深東中学校のトイレ改修事業として校舎内トイレ8箇所の改修を行うこととしており、5,041万2,000円を予算計上している。

次に「幼稚園施設営繕事業」では、幼稚園施設の計画的な営繕工事等を行うもので、本渡南幼稚園フェンス改修工事、本渡北幼稚園の園庭整備等を計画しており、230万円

を予算計上している。

最後に、本課が実施してきたアメリカ、エンシニータス市との「姉妹都市教育交流事業」については、今年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の状況が予測できない状態にあるため、事業実施は中止としている。

本多学校教育課長： 学校教育課関係の主な事業の概要について説明する。

まず「理科教育設備等整備事業」について、こちらは理科教育等に必要な設備の整備を行い、教育の振興を図ることを目的としたもので、今年度と同額の350万円を予算計上、また財源として国庫支出金175万円を予算計上している。

次に「小中学校ICT整備事業」について、一人1台のタブレット導入と校務支援ソフト導入などに伴う通信料、機器設定料及び円滑に機器操作を行うためのICT支援員業務委託料、校務支援ソフトの使用料などで4,162万円を予算計上している。

次に「総合的な学習活動支援事業」について、こちらは天草の伝統・文化・自然・歴史等とふれあい、体験活動を通して自分の考え、主体的に判断、行動する「生きる力」の育成を目的としており、令和元年度から行っている世界遺産学等の費用として461万円を予算計上している。

次に「水俣に学ぶ肥後っ子教室事業」について、こちらは水俣病への正しい理解を図ることを目的とした関連施設訪問等の体験型学習の費用で280万円を予算計上している。なお二分の一の140万円は県支出金となる。

次に「集団宿泊教室参加補助金」について、こちらは集団宿泊生活の体験を通し、教師と児童生徒及び児童生徒間の心のふれあいを深めるとともに、集団生活における基本的な生活習慣や心身の鍛錬を図ることを目的とするもので、小学校5年生と中学校1年生を対象に実施しており、301万8,000円を予算計上している。

次に「スクールバス運行事業」について、小中学校の統合に伴い、遠距離となった児童生徒の通学手段の確保を目的としたスクールバス並びに御所浦地区のスクールポートを運行する事業で、4億1,912万円を予算計上、そのうち2,290万9,000円が国庫支出金となる。

次に「遠距離通学補助金」について、こちらは遠距離通学の児童生徒について、路線バス又はその他の手段で通学することに対して補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とするもので、路線バス定期券補助、自転車通学等補助などを行っているが、281万2,000円を予算計上している。

次に「各種大会出場奨励事業」について、学校教育活動の一環として行われる体育活動及び文化活動を通じて児童生徒の健全な育成を図ることを目的に、県大会以上の大会へ出場する児童生徒・保護者に対し、奨励金を交付する事業となるが、900万円を予算計上している。

次に「中学校駅伝競走大会開催補助金」について、駅伝を通じ、青少年の健全育成を図ることを目的とした県大会運営費補助となるが、60万円を予算計上している。

次に「御所浦地域合同部活動送迎費用支援事業」について、こちらは令和元年度からの事業で、単独で部活動に必要な人員を確保できない御所浦中学校部活動チームが島外の中学校と合同練習を実施する際の移動費用を助成することにより、離島のハンディキャップを解消することを目的とする事業で、62万4,000円を予算計上しているが、財源については県支出金で100パーセント充当することとなっている。

次に「教育研究所等補助金」について、天草2市1町で構成する天草教育研究所等で実施される教職員の研修の充実等を目的とする事業となるが、1,438万円を予算計上している。

次に「教育振興費扶助経費」について、こちらは経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の就学に必要な経費や、特別支援学級へ就学する児童生徒の就学に必要な経費について、その一部を援助するもので、6,208万7,000円を予算計上しているが、

財源として国庫支出金が312万1,000円となる。

次に「学習指導補助事業」について、教員免許を持つ者を補助教員として配置し、児童生徒の発達段階に応じた学校教育の実現を図ることを目的とする事業で、次年度は38人の配置を計画し、1億460万1,000円を予算計上している。

次に「外国語指導助手招致事業」について、生きた外国語を市内小中学生に学習させ、国際交流・異文化交流を推進することを目的とする事業で、現在11人のALTを巡回方式で配置しているが、その費用として5,326万7,000円を予算計上している。なお、そのうち家賃本人一部負担金として203万8,000円となる。

次に「学校読書活動支援事業」については、効果的な読書活動や多様な学習活動を推進することを目的に、学校司書17人を巡回配置しているが、その費用として4,082万9,000円を予算計上している。

次に「心の教室相談事業」について、不登校気味の生徒などからの相談に対応するため、市内中学校13校全てに1人ずつ心の教室相談員を配置するよう計画しており、943万9,000円を予算計上している。

次に「適応指導教室設置事業」について、様々な理由で学校に通学できない生徒の受け皿として、複合施設こころす内の適応指導教室カワセミ学級に指導員2名を配置するもので、558万6,000千円を予算計上している。

次に「グローバル人材育成事業」について、こちらは平成27年度から実施している事業となるが、京都大学経営管理大学院の留学生6人分の派遣旅費等として116万9,000円を予算計上している。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないが、内容を見直しながら、様々な国からの留学生と交流することで、中学生のキャリア形成に繋げることができればと考えている。

次に「外国語科推進事業」について、こちらは、小学校において英語の基礎を養い、国際社会に対応できるコミュニケーション能力を育成する事を目的に、英語指導補助教員を配置する事業ですが、予算として1,405万2,000円を予算計上している。

次に「特別支援教育総合推進事業」について、連携協議会等を設置し、本市の特別支援教育の総合的な支援体制の整備と特別支援教育の推進を図ることを目的とする事業で、予算として31万4,000円を予算計上している。

次に「教育相談事業」について、就学前児童及び小中学校の児童生徒の健全な育成と非行防止を図ることを目的に、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士である教育カウンセラーと教育指導アドバイザーを任用し、相談活動を実施する事業として、434万5,000円を予算計上している。

次に「教職員地域学習研修事業」について、授業の実践的な指導力養うことなどを目的に、教職員が天草の世界遺産を含む地域資源等を巡る体験的研修を行う事業で、72万3,000円を予算計上している。

次に「教育研究推進校補助金」について、教師の指導力向上と児童生徒の学力向上に繋げる事を目的に、研究発表等をおこなう教育研究推進校を県及び本市が指定し、対象校へ補助をおこなうもので、150万円を予算計上し、そのうちの30万円が県支出金、20万円が諸収入となる。

次に「学校教育研究委員会補助金」について、よりよい教育実践のための資料作成や、生徒指導上の諸問題に対する共通理解と実践を図ることなどを目的に、部会活動や研究を行うための費用として126万8,000円を予算計上している。

最後に「中学校英語検定チャレンジ事業」について、中学生の英語力向上のため、英語検定等の積極的な挑戦への支援として、中学3年生を対象に県と市が補助するもので、79万3,000円を予算計上し、そのうち39万6,000円が県支出金となる。

堀口学校給食課長： 学校給食課関係の主な事業の概要について説明する。

まず「学校給食設備整備事業」について、老朽化した設備機器を計画的に更新する事

により、安心・安全でおいしい給食を提供する事を目的とする事業で、次年度予算として673万4,000円を計上している。なお、事業内容としては、天草学校給食センターの高圧受電設備が平成15年に行った取り換えからの耐用年数を超過しているため、令和4年度に改修工事を行うための設計業務委託料として100万8,000円、栖本学校給食センターの温水ボイラー等を改修するための工事費として572万6,000円を計上している。

次に「本渡学校給食センター建設事業」について、事業費として3億2,864万5,000円を計上、そのうち国庫支出金として3,522万4,000円、市債として残りの2億9,340万円を計上している。事業内容としては、工事監理業務委託料242万9,000円、建設工事費3億1,935万9,000円、外構工事費685万7,000円を令和3年度分予算として計上している。現在建設中の本渡学校給食センターの状況並びに今後の予定としては、昨年11月に実施設計が完了し、12月の市議会にて承認を得て、本年2月18日に工事の入札が終了したところで、今後、仮契約を取り交わし、本年第1回目の市議会にて本契約の承認を得る予定となっている。なお、今回の教育委員会定例会では、それらを臨時代理事項として説明をし、ご承認を得ることになるかと思うのでご理解のほどお願いする。

岡田生涯学習課長： 生涯学習課関係の主な事業の概要について説明する。

まず「成人式」について、これは人生の節目を迎えた新成人が大人としての生き方を考え、決意する場、友人と再会し、今後の生き方を語り合い励ましあう場、新成人が家族への感謝を感じる場とする事を目的とし行う事業で、令和3年度の開催については、本年度のやむを得ない状況により中止に至るまでの経緯等を踏まえ、早めの対応策を検討しておく必要があると考えている。なお、令和2年度と同様の実施計画ではあるが、御所浦地区の会場変更による音響設備器具借上料2万6,000円の増額により107万7,000円を予算計上している。

次に「青少年健全育成事業」について、これは青少年の健やかな成長を支援するため、自然とのふれあいをはじめとする様々な体験活動や交流活動の機会を提供するとともに学校教育、社会教育などすべての教育力向上を図ることを目的とし行う事業で、全体予算として98万4,000円を計上している。主な活動としては3点あり、青少年の体験活動及び交流活動を実施する団体に対する補助、青少年健全育成補助金として、参加者の居住地を限定して実施する事業（上限10万円を4団体）、市内全域の青少年を対象とする事業（上限15万円を2団体）、計70万円。保護司会と連携し、青少年の非行防止のための広報、啓発活動の実施や、標語・作文の募集・表彰、育成活動の発表、講演等の費用、社会を明るくする運動の開催費用として8万9,000円、教育活動の事例発表、講演会等の費用、青少年健全育成・教育推進フォーラム費として19万5,000円。なお、これについては事業の統合を行い、2月に開催することとしていたが、感染拡大防止のため中止とした。また、来年度計画については、本年度の感染症拡大状況等を踏まえ、講師委託料を見直し、開催方法の工夫など、教育力を高める契機につながるよう引き続き努めていきたいと考えている。

次に「人権教育推進事業」について、これは天草市人権教育推進協議会、天草郡市人権教育推進連絡協議会や各社会教育団体等と連携し、様々な人権テーマに応じた研修の機会を提供するとともに、市民による主体的な学習会の開催を推進することで多くの市民が人権について学ぶ機会を創出する事を目的とする事業ですが、人権教育推進協議会会議の費用弁償、研修会参加者負担金等による減額から32万4,000円を予算計上している。

次に「地域と学校の連携協働体制構築事業」について、これは地域学校協働活動推進事業費として664万9,000円、放課後子ども教室推進事業費として46万8,000円、家庭教育支援事業費として12万8,000円、計724万5,000円を計上している。今年度からの増額理由としては、地域学校協働活動推進事業の統括コーディネーターをはじめ、ほぼ各地域に推進員を配置できたことにより、来年度は事業開始時期が4月からスタートできる

ことによる報償費の増によるものとなる。

次に「社会教育団体補助金」について、これは社会教育の振興のために活動する社会教育団体の運営や事業の実施に要する経費を補助する事業で、子ども会育成連絡協議会補助金として122万円、PTA連絡協議会補助金として56万2,000円、地域婦人会連絡協議会補助金として167万円、計345万2,000円を計上しているが、令和3年度当初予算は各団体からの過去3か年の実績報告及び収支決算書等を踏まえ、見直しを行っている。

次に「社会教育施設整備事業」について、こちらは新規事業となるが、「第2次天草市教育振興基本計画」に基づき、施設の計画的な改修を実施し、長寿命化を図ることを目的とする事業で、御所浦交流センター食堂の冷暖房設備故障による空調設備移設・設置工事として63万2,000円を計上している。なお、今回の工事については、令和3年度に解体予定の御所浦コミュニティセンター備え付けのエアコン設備を再利用することができるので、費用を抑えることができている。

次に「生涯学習推進事業」について、こちらは生涯学習の推進を図るため、幅広い年代層を対象に、生涯にわたって、学習の機会や情報の提供に努めるとともに、生涯学習や公民館講座など学んだ成果を社会に生かすことができる機会の充実を目的におこなう事業で、事業費の多くを講師謝礼及び旅費等が占めるが、今後、公民館単位で行う全体講座や地域講座、複合施設こころすの供用開始による中央生涯学習センターや出前講座などで、講師謝金・旅費を抑えることができるとともに、市の関係部局等との連携、講座のやり方を工夫することで、市民へ生涯学習の機会を提供することができると考えている。なお、事業費として478万5,000円を計上している。

次に「移動図書館事業」について、移動図書館事業の内容及び配置人数に変更はないが、これまで事務経費としていた人件費を移動図書館事業で見直したことによる増額で、829万8,000円を計上している。

最後に「読書活動推進事業」について、費用としては読書活動を推進するためのイベントの講師謝礼や委託料が主なものとなるが、引き続き、読み聞かせボランティアの研修会の充実を図ることで、活動を家庭や地域に広げることを目的に取り組んでいくこととしており、61万7,000円を予算計上している。

丸林文化課長：文化課関係の主な事業の概要について説明する。

まず「棚底城跡調査整備事業」について、こちらは城跡の保護・保存に努めるとともに、国民の財産として天草の歴史を学ぶ場として市民の利用を促進し活用する事を目的とする事業となるが、令和3年度も文化庁の補助、国庫支出金41万6,000円を受けながら進める。当初予算では、除草等の管理業務、整備検討委員会開催費用として163万1,000円を計上し、その後、関わる事業への予算については改めて補正予算で計上を考えている。

次に「文化財調査事業（補助事業）」について、こちらは宅地開発等に伴い、埋蔵文化財が壊されることのないよう埋蔵文化調査により遺跡地図の充実を図る事業となっており、事業内容としては埋蔵文化財調査発掘、遺跡地図印刷、文化財調査報告書印刷製本等を計画している。なお、事業費として540万7,000円、国庫支出金として189万6,000円を計上している。

最後に「文化財保存整備事業」について、こちらは予算として299万8,000円を計上しているが、内容としては指定文化財の管理及び修繕となっている。

石井教育長：各課より説明があった。事業や予算について、何か質問等はないか。

木下委員：「小中学校ICT整備事業」について、配布されたタブレット本体、または、ソフトウェアのエラー等に伴う修理、メンテナンスについて誰か専門的な方がいるのか。

本多学校教育課長：これまでは情報政策課等に協力を得て対応していたが、今後は膨大な数となり、これまで校長会等で同様の問題が提起されていたので、今回新たにICT支援員として外部の方に業務委託する予算を計上している。なお、ソフトウェアについては

「SKYMENU」というクラウドを導入する事で、これまでよりは故障するリスクは軽減できるかと思う。

木下委員： 「総合的な学習活動支援事業」について、小学校6年生と中学校1年生を対象に、天草の世界遺産「崎津集落」にて現地学習をおこなうとしているが、内容に差異があるか。

河内学校教育課審議員： 訪問する場所は同じになるが、学習内容としては小学校6年生では知識を、中学校1年生ではそれを発信する事を重点ポイントとしており、内容に違いを付けている。

木下委員： 「学習指導補助事業」について、学習指導補助教員の目標値に41人とあるが、来年度は38人を配置との説明であったがなぜか。また、配置基準に複式学級がある学校とあるが市内に何校あるのか。

本多学校教育課長： 目標値については平成30年度からの値をそのまま継続しているため、そのようになっている。令和3年度は補助教員38人に加え、海外からの児童が増加していることを受け、日本語指導業務を委託する1人を加えた39人となる。また、配置基準としている複式学級については、現在のところはない。

岩崎委員： 「集団宿泊教室参加補助金」について、今年度は多くの学校が計画通りに実施できず、代替行事になったと聞く。来年度も時期によっては代替となることも考えられるが、その場合も、この事業費から補助されるのか。

本多学校教育課長： 指摘のとおり、集団宿泊については今年度、中学校で5校、小学校で11校が取りやめ、代替行事を実施された。来年度についても同様の事が考えられるので、これについても可能な部分については補助を行う事としている。

木下委員： 「中学校英語検定チャレンジ事業」について、令和元年度の実績が32パーセントなので、せっかくであれば、受験率が上がるような取組を実施して頂きたい。また要望として、英語力向上を目的とするならば一、二年生の5級・4級受験にも裾野を広げて頂けないか、検討を要望したい。

吉森委員： 「教職員地域学習研修事業」について、研修参加者数の目標値が令和元年度から120人とされているが、何か考えがあるのか。

本多学校教育課長： この目標値は新任、又は市外から赴任されて来られる先生方を優先して120人。これを3年から5年続けるとほとんどの先生が受けられるという事から提示している。

石井教育長： ほかに質問等ないか。なければ、議第4号について承認してよろしいか。

(全員承認)

#### 議第5号 天草市いじめ防止基本方針の改定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 本案は、国の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う「いじめ防止のための基本的な方針」を参酌し、平成27年3月に策定した「天草市いじめ防止基本方針」を国及び県の改定を受け、改定するにあたり教育委員会の承認を得る必要があるため提案する。

酒井学校教育課課長補佐： 「天草市いじめ防止基本方針改訂版(案)」は、平成29年3月14日付で国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定、県においても令和2年11月24日付けで「熊本県いじめ防止基本方針」が改定されたので、その内容を参酌し、現状を踏まえつつ本市の改定案として作成したもので、主な改定箇所について説明する。

今回改定した部分は大きく分けると3箇所あり、一つ目は「いじめの定義解釈の一部変更」を行い、これまで「I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の「4 いじめの定義」にて、「外見的には対等な立場でのけんかに見える事案でも、いじめではないかという意識のもと、十分な見極めが必要である。」としていたところを、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するといった十分な見極めを行わなければならない。」へと変更し

た。この事により、より慎重にいじめの見極め、認知を行う事を示唆できると考えている。

二つ目は「いじめの解消」について、旧方針ではいじめの解決についての基準が示されていなかったため、今回、「Ⅱ いじめ防止のための対策の内容に関する事項」の「2 いじめの防止のために学校が実施すべき施策」、「(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組」に「エ いじめの解消」として、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。」と新しく追加し、その要件を「①いじめに係る行為が止んでいること『その期間は、少なくとも3か月を目安とし、いじめ被害の重大性から、さらに長期間の注視期間を設定する。』」、「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと『心身の苦痛を感じていないかどうかは、被害児童本人及びその保護者との面談等により確認する。』」としている。

三つ目は、児童生徒の様々な背景、特に配慮を必要とする児童生徒として、「Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の「6 いじめの防止等に関する基本的考え方」、「(1) いじめの防止」に、「児童生徒には様々な背景(障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童生徒、感染症等病気に罹患した児童生徒等)がある児童生徒もいる」と、近年の社会背景を受け、配慮すべき児童生徒を例示し、明記する形とした。

次に、「熊本県いじめ防止基本方針(改定版)」に、「平成30年5月発生の県北高校生自死事案に係る調査報告」が反映された内容を受けて、今回の改定で加筆した箇所を説明する。

一つ目は、言語環境の整備と教師の支援体制についての加筆として、「Ⅱ いじめの防止のための対策の内容に関する事項」の「1 いじめの防止等のために本市が実施する施策」、「(3) いじめの防止のための取組」の「ア いじめの防止」に、「教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。」ことを趣旨とする文言を追加し、教職員が生徒一人一人としっかり向き合う事を促すものとした。

二つ目は、教師の連携についての加筆として、「2 いじめの防止のために学校が実施すべき施策」の「(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置」「いじめの相談・通報の窓口としての役割」に、「『学校いじめ対策組織』における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者(情報集約担当者)を『学校いじめ対策組織』内に最低1名置く。」と加え、担当者の明確化を図るよう加筆した。

最後に、同じく県のいじめ防止基本方針(改定版)に、「平成30年5月発生の県北高校生自死事案に係る再調査報告」が反映された内容を受けて、本市が加筆した箇所について説明する。

一つ目は、管理職のスキルアップ研修についての加筆として、「Ⅱ いじめの防止のための対策の内容に関する事項」の「1 いじめの防止等のために本市が実施する施策」、「(3) いじめの防止のための取組」に「エ その他」として、「教育委員会は、管理職のいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図るための研修が充実するよう必要な措置を講じる。」という旨の文言を新しく加えた。

二つ目は、遺族への丁寧な対応についての加筆として、「Ⅱ いじめの防止のための対策の内容に関する事項」の「3 重大事態への対処」、「(1) 学校の設置者又は学校による調査」の「ア 重大事態の発生と調査」、「(ウ) 重大事態の発生と報告」に、

「遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。」旨の文言を加えている。

三つ目は、「人権尊重」に立った生徒の言語環境に対する指導についての加筆として、「Ⅱ いじめの防止のための対策の内容に関する事項」の「1 いじめの防止等のために本市が実施する施策」、「(3) いじめの防止のための取組」の「ア いじめの防止」に、「特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別する事に注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。」旨の文言を加えている。以上が、今回の主な改定箇所となる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 国や県の改定の重要ポイントをしっかりと押さえた改定版の作成に尽力いただき感謝する。文言も説明を受けた箇所を含め過不足なく良いものでないかと思う。

行合委員： 現在のところ、問題が生じたときには教育委員会が迅速に対応できているので重大事態に発展せず、解決できていると思う。質問だが、天草市立小・中学校におけるいじめの実態について、把握しているデータがあれば願います。

浦井学校教育課課長補佐： いじめの現状として、昨年12月実施した「心のアンケート」の結果によると、本市では小学校で131名、中学校で22名、計153名に関してのいじめを学校が認知しており、まずは積極的に認知をするという姿勢で、また、子どもたちが嫌な気持ちをしているというものに対しては、解消に向け、積極的な取り組みを進めていると報告を受けている。

行合委員： 「Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の「2 組織の設置等」、「(3)に「ただし、各学校に実情に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の確保が困難な場合は、教育委員会所属の教育指導アドバイザー又は生徒指導担当者等を当てることとする。」とあるが、アドバイザーは臨時で配置するのか、それとも常駐で配置されているのか。

浦井学校教育課課長補佐： 常駐アドバイザーとして、現在は校長退職者を配置している。

石井教育長： ほかに質問等無いか。なければ、議第5号について承認してよろしいか。

(全員承認)

## (5) 協議・報告

### (1) 河浦町一町田地区の試掘調査及び令和3年度一般会計当初予算について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

丸林文化課長： 文化課では現在、河浦町一町田地区にて試掘調査を実施しているが、これは教育委員会管轄の事業で、令和2年度の予算としては、当初予算で、世界遺産推進事業費として70万円を計上している。

発掘調査に至る計画及び目的としては、世界遺産保護組織イコモスからの継続的調査義務の履行及び平成30年度に天草市南蛮文化アドバイザーのアレシヤンドラ氏から、「天草コレジヨの解明には、周辺の考古学的調査が必要」との提言があり、これまで手付かずであった一町田地区の調査を開始したというところになる。一町田地区は、戦国時代から安土桃山時代にかけて、キリスト教の布教に努めた武将、天草氏の居城があったとされており、調査を進める事で集落跡等が発見する事ができれば、文化財の発展にも寄与するのではないかと考えている。調査予定箇所を15か所としており、うち9か所の試掘坑を設定、その内の7か所から当時の物かは未だ不明ながらも、少量ながら遺物を確認しており、2月以降も安養寺境内内、信福寺周辺などを調査予定としている。計画自体は令和2年度から4年度までの3か年計画としており、その中で重要な遺跡等が発掘されれば、市の歴史財産へとつながっていくと期待している。

なお令和3年度予算は、この事業単独予算ではないが、款6商工費、項1商工費、目8世界遺産費として3,760万8,000円を計上し、そのうち298万5,000円が国庫支出金とな

る。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

吉森委員： 世界遺産に登録されたのは2018年7月だったと思うが、イコモスから世界文化遺産の継続的調査義務を言われたのはいつか。

丸林文化課長： この義務は世界遺産登録への条件にもなっており、ユネスコへの登録申請書にも調査を継続する旨の記載は入っていた。崎津集落が世界遺産に登録はされたが、キリシタン文化をさらに天草から掘り起こすことにより、さらに遺産としての価値が上がるという指摘があったので、崎津に限定せず他の所でも調査を進めているという事になる。

吉森委員： 河浦地区での調査は3月で終わりとなるのか。

丸林文化課長： 本年度事業としては終わるが、令和4年度までの3か年計画としているので、今後も河浦地区での試掘、それを受けた発掘調査を続けることになる。

吉森委員： 2月途中から3月末までに安養寺境内内、信福寺周辺などを調査するとしているが、日程に問題ないのか。

丸林文化課長： 作業は機械で行い、調査範囲も試掘調査の結果を受け、1メートル四方ほどに絞られているので、現在予定されている部分については完了すると思われる。来年度以降の調査については、新たな箇所をポイントを絞って取りかかる事になる。

村田文化課課長補佐： 現在、調査範囲を一町田地区としているが、民有地であれば、当然、所有者の同意を得る必要があり、調査箇所もポイントを絞っておこなう事としている。来年度以降については、新たに同意を得られたところを中心に行う事になるかと思う。

吉森委員： 質問ではないが、令和2年度予算が総額70万円と少額なので、これで足りるのか心配する。また、こういう発掘調査は急ぎすぎても問題なので、注意を払いつつ慎重に進めていただければと思う。

石井教育長： 地形的に何か出土しそうな箇所はあるのか。

村田文化課課長補佐： この地は天草五人衆であった天草氏の居城が、河内浦城と同じくあったとされており、現在、2か所から室町・鎌倉時代の物でないかと思われる素焼きの焼物が出土した事もあり、何箇所かポイントを決めて調査を行っているという事を報告する。

石井教育長： ほかに質問等ないか、なければ次へ。

## (2) 令和3年3月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 3月行事予定の主なものとしては、3月14日(日)午前、市立中学校卒業式。19日(金)午前、市立幼稚園卒園式、24日(水)午前、市立小学校卒業式の予定となっている。また、19日(金)午後14時より教育委員会定例会を予定しているので日程調整をお願いします。

なお市議会定例会については3月5日(金)開会、17日(水)・18日(木)の2日間が一般質問、22日(木)閉会の予定となっている。

最後に、教職員人事異動関係の教育委員会臨時会を3月1日(月)午前9時30分から、事務局職員人事異動関係の教育委員会臨時会を25日(木)午後1時30分から開催予定のため、日程調整方をお願いします。

石井教育長： 最後の2点については人事異動に関する事であるため、ご注意ください。

河内学校教育課課長： 3月の卒業、卒園式について、式自体への来賓の参加は来年度の入学式を含め見送っているが、書面にて紹介する告辞を委員各位に配付している。また、24日(水)に開催する教職員退職者感謝状贈呈式についてのパンフレットを配布している。

## (6) その他

石井教育長： 教育委員又は事務局から何かないか。

岡田生涯学習課長： 生涯学習課から2点お知らせをする。

1点目は「地域学校協働活動パネル展のご案内」について、こちらは2月6日(土)に予定していた青少年健全育成・教育推進フォーラムを中止とした代替事業で、地域学校協働活動状況を展示し、取り組みについて保護者や市民の方々へご理解、また啓発につながるよう開催するものとなる。展示期間は3月3日(水)から28日(日)、時間は8時30分から22時、会場は複合施設こころす1階のエントランスホールとなる。また年度初めには、各学校や地域の関係団体の代表者へスムーズな業務遂行につながるよう、この活動報告集並びにボランティア人材一覧の冊子配布を考えており、でき次第委員各位にも配布する。また、熊本県教育委員会より、この活動の充実につながるよう、パネリストに本市の向統括コーディネーターを選任いただいたパネルディスカッション動画を配信し、天草市の取組をPRしていただく事となっている。配信日等については分かり次第お知らせする。

2点目は、発行が間に合った分の「図書館だより」を配布している。

(7) 閉会

石井教育長： それでは、以上をもって本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。